

意見書の要旨

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 64 号線の変更に係る都市計画の案を令和 8 年 2 月 18 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、1 通（1 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	意見書の要旨	千代田区の見解
東京都市計画 道路 幹線街路補助線 街路第 64 号線	I 明確に賛成の意思が示された意見 1 通（1 名）	・当該道路については、都市計画道路が担う機能の観点から、交通実態の調査とその分析等を行った結果、都市計画道路の必要性が低いことが確認されたので廃止するものです。いただいたご意見を踏まえ、手続きを進めてまいります。
	・当該道路の道沿いに住む住民として、補助 64 号の一部の計画廃止手続きについて賛成する。	
	II 明確に反対の意思が示された意見 0 通（0 名）	
	III 明確に賛成・反対の意思が示されていない意見 0 通（0 名）	